

報告第4号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月20日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、専決処分する。

１ 相手方

２ 事故の概要

令和５年１０月２６日（木）午後４時３０分頃、北本市深井８丁目６５番１先市道１４４８号線において、相手方が歩行中に側溝の損傷により生じた隙間につまずいて転倒し、左足首及び右大腿部等を負傷したもの

３ 損害賠償の額

３９，８３２円

令和５年１２月２５日

北本市長 三 宮 幸 雄